

次期ごみ処理施設用地
残土埋め立てに関する
調査特別委員会

調査報告書

令和5年12月19日

四街道市議会

目次

1	調査の趣旨	1
2	特別委員会の設置	1
(1)	設置決議	1
(2)	委員会の名称及び構成	2
3	調査事項	2
4	委員会の開催状況	3
(1)	委員会の開催状況	3
(2)	中間報告の状況	6
5	証人、参考人、執行機関の出頭等	6
(1)	証人として出頭を求めた者	6
(2)	参考人として出頭を求めた者	7
(3)	執行機関として出頭を求めた者	7
6	記録提出請求	8
(1)	四街道市長	8
7	委員派遣等	10
8	調査の内容と結果	10
(1)	経緯	10
(2)	本市の窪地解消工事への姿勢	15
(3)	太陽光発電事業の造成等に伴う搬入路の行政財産使用許可	16
(4)	下野商事株式会社との土地交換契約締結	16
(5)	特定事業許可適用除外	18
(6)	窪地解消工事の状況	19
(7)	有限会社大谷総合都市計画事務所・有限会社建設機構の実態	21

(8) 茂垣 昌平氏の立場	22
(9) 茂垣 昌平氏と佐渡 齊氏の関係	22
(10) 茂垣 昌平氏と大谷 裕一氏の関係	23
(11) 佐渡 齊氏の組織管理	23
(12) 本田 耕資氏と宇田 俊哉氏の立場	24
(13) 山本 裕嗣氏の関与	24
(14) 四街道市議会への報告	25
(15) まとめ	25
9 告発	27
(1) 島田晃氏の不出頭に対する告発書の提出	27
10 調査経費	27
(1) 調査経費	27
(2) 決算（見込）額	28

1 調査の趣旨

四街道市（以下、「本市」という。）は、平成4年度より現クリーンセンターを稼働しているが、施設の老朽化や財政負担等を考慮した結果、吉岡区内に確保した次期ごみ処理施設等用地（以下、「本件用地」という。）において次期ごみ処理施設を整備することを決定し、平成33年（2021年）10月から次期ごみ処理施設を稼働させる計画で事業を進めていた。

本件用地と隣接地との境界部には窪地があったところ、本市は隣接地を所有する下野商事株式会社（以下、「下野商事」という。）との間で、平成27年11月17日付け「土地交換契約書」により土地交換契約を締結した。土地交換契約は、契約当事者である双方の土地利用の向上を図ることを目的として、土地の交換と併せて、境界部の窪地を平坦化するための造成（以下、「窪地解消工事」という。）を行う内容となっていた。

平成28年2月ごろより窪地解消工事が施行され、本件用地に土砂の搬入が行われたが、これにより本件用地に過剰な土砂が搬入され、また、土壌調査を行った結果、本件用地における土壌汚染が判明した。このことを受けて、令和元年8月及び同年12月、本市は、下野商事並びに同社から工事の施工を請け負った事業者等である有限会社大谷総合都市計画事務所（以下、「大谷総合」という。）、有限会社建設機構（以下、「建設機構」という。）及び株式会社泰斗建設（以下、「泰斗建設」という。）を相手方として、過剰な土砂の搬入及び汚染土の搬入により本市に発生した損害の賠償を求める訴えを提起し、現在も係争中である。

四街道市議会は、次期ごみ処理施設用地への汚染及び過剰な残土埋め立てに関する事実関係を明白にするため、令和2年3月30日、地方自治法第100条第1項の権限を付与した次期ごみ処理施設用地残土埋め立てに関する調査特別委員会設置決議を議決し、本委員会に調査を行わせることとした。

2 特別委員会の設置

(1) 設置決議

発議案第1号 次期ごみ処理用地残土埋め立て工事に関わる地方自治法第100条の規定による事務の調査をするための特別委員会を設置する決議（令和2年3月30日原案可決）

(2) 委員会の名称及び構成

名称：次期ごみ処理施設用地残土埋め立てに関する調査特別委員会

構成：定数 6 人

委員長 広瀬 義積

副委員長 保坂 康平

委員 本田 良 田中 徳彦

戸田 由紀子 岡田 哲明（令和 5 年 2 月 24 日議員辞職）

大越 登美子（令和 5 年 6 月 9 日選出）

3 調査事項

本委員会の調査事項は、「次期ごみ処理用地への汚染及び過剰な残土埋め立てに関する全容の解明」であり、主に次の観点から調査することとした。

- (1) 経緯
- (2) 本市の窪地解消工事への姿勢
- (3) 太陽光発電事業の造成等に伴う搬入路の行政財産使用許可
- (4) 下野商事株式会社との土地交換契約締結
- (5) 特定事業許可適用除外
- (6) 窪地解消工事の状況
- (7) 有限会社大谷総合都市計画事務所・有限会社建設機構の実態
- (8) 茂垣 昌平氏の立場
- (9) 茂垣 昌平氏と佐渡 齊氏の関係
- (10) 茂垣 昌平氏と大谷 裕一氏の関係
- (11) 佐渡 齊氏の組織管理
- (12) 本田 耕資氏・宇田 俊哉氏の立場
- (13) 山本 裕嗣氏の関与
- (14) 四街道市議会への報告

4 委員会の開催状況

(1) 委員会の開催状況

回	日程	会議に付した事件	決定事項等
1	令和 2年 5月12日	(1)正・副委員長の互選	委員長：広瀬義積 副委員長：保坂康平
2	6月17日	(1)今年度の経費について (2)今後の調査について (3)次回の開催について	(1)令和 2年度の経費は 60 万円以内と決定した。 (2)今後の調査計画を協議した。 (3)7 月 1 日午前 10 時から開催する。
3	7月 1日	(1)今後の調査について (2)次回の開催について	(1)市に対し記録提出を求める。 (2)7 月 21 日午前 10 時から開催する。
4	7月21日	(1)提出された記録について (2)今後の調査について (3)次回の開催について	(1)市から提出された記録について協議した。 (2)証人尋問の実施や現地視察等について協議した。 (3)8 月 11 日午前 10 時から開催する。
5	8月11日	(1)証人尋問について (2)今後の調査について (3)次回の開催について	(1)大谷裕一氏の不出頭について対応を協議した。 (2)証人尋問の実施について協議した。 (3)8 月 17 日に開催する（時間は正副委員長で調整する）。
6	8月17日	(1)証人尋問について (2)今後の調査について (3)次回の開催について	(1)葉山喬氏及び島田晃氏の不出頭について対応を協議した。 (2)現地視察及び執行部に対する質疑の実施について協議した。 (3)正副委員長で日程を調整する。
7	10月 6日	(1)次期ごみ処理施設用地の現状について (2)今後の調査について (3)次回の開催について	(1)現地を視察し、現状等について執行部に対し質疑を行った。 (2)葉山喬氏及び秋澤節氏に対し証人尋問を実施する。 (3)10 月 12 日午後 1 時 30 分から開催する。
8	10月12日	(1)証人尋問について (2)今後の調査について (3)次回の開催について	(1)秋澤節氏に対し証人尋問を実施した。 (2)今回の速記録等を確認し、今後の調査を検討していく。 (3)正副委員長で日程を調整する。
9	11月10日	(1)今後の調査について (2)次回の開催について	(1)野老智夫氏に対し証人尋問を実施する。 (2)11 月 16 日午後 1 時 30 分から開催する。
10	11月16日	(1)証人尋問について (2)今後の調査について (3)次回の開催について	(1)野老智夫氏に対し証人尋問を実施した。 (2)市に対し記録提出を求める。宇田俊哉氏及び茂垣昌平氏に対し証人尋問を実施する。 (3)12 月 22 日午後 1 時 30 分から開催する。

回	日程	会議に付した事件	決定事項等
11	12月22日	(1)証人尋問について (2)今後の調査について (3)次回の開催について	(1)宇田俊哉氏及び茂垣昌平氏に対し証人尋問を実施した。 (2)大谷裕一氏及び島田晃氏に対し証人尋問を実施する。 (3)1月13日13時30分から開催する。
12	令和3年 1月13日	(1)今後の調査について (2)次回の開催について	(1)大谷裕一氏の不出頭について診断書等の提出を求める。宇田俊哉氏に対し証人尋問を実施する。中間報告の実施に向け準備を進める。 (2)1月20日午前10時から開催する。
13	1月20日	(1)証人尋問について (2)今後の調査について (3)次回の開催について	(1)宇田俊哉氏に対し証人尋問を実施した。 (2)令和3年度の経費は75万円以内と決定した。島田晃氏の不出頭に対し、地方自治法第100条に基づき告発することを決定した。 (3)正副委員長で日程を調整する。
14	3月15日	(1)出頭拒否に対する告発について (2)中間報告について (3)次回の開催について	(1)大谷裕一氏の不出頭について対応を協議した。島田晃氏の不出頭に対する告発について委員会発議案を決定した。 (2)中間報告の内容を決定した。 (3)正副委員長で日程を調整する。
15	4月26日	(1)今後の調査について (2)次回の開催について	(1)本田耕資氏及び荒木幸男氏に対し証人尋問を実施する。 (2)5月14日午後1時30分から開催する。
16	5月14日	(1)証人尋問について (2)今後の調査について (3)次回の開催について	(1)荒木幸男氏及び本田耕資氏に対し証人尋問を実施した。 (2)今後の証人尋問の実施等について協議した。 (3)正副委員長で日程を調整する。
17	6月10日	(1)今後の調査について (2)次回の開催について (3)その他	(1)島田晃氏に対し証人尋問を実施する。 (2)6月18日午後1時30分から開催する。 (3)令和2年度決算(見込額)の報告があった。
18	6月18日	(1)証人尋問について (2)今後の調査について (3)次回の開催について	(1)島田晃氏に対し証人尋問を実施した。島田晃氏の不出頭に対する告発に係る取消書の提出発議案を決定した。 (2)山本裕嗣氏に対し証人尋問を実施する。 (3)7月14日午後1時30分から開催する。
19	7月14日	(1)証人尋問について (2)今後の調査について (3)次回の開催について	(1)山本裕嗣氏に対し証人尋問を実施した。 (2)市に対し記録提出を求める。 (3)正副委員長で日程を調整する。
20	10月12日	(1)今後の調査について (2)次回の開催について (3)その他	(1)関野由紀晴氏に対し証人尋問を実施する。市に対し記録提出を求める。大谷裕一氏に対する質問状の送付について協議した。 (2)10月27日午後1時30分から開催する。
21	10月27日	(1)証人尋問について	(1)関野由紀晴氏に対し証人尋問を実施した。

回	日程	会議に付した事件	決定事項等
		(2)今後の調査について (3)次回の開催について	(2)市職員に対する調査等について協議した。 (3)正副委員長で日程を調整する。
22	12月21日	(1)今後の調査について (2)次回の開催について (3)その他	(1)大谷裕一氏に対し送付する質問状の内容を決定した。 (2)正副委員長で日程を調整する。 (3)論点整理等について協議した。
23	令和 4年 1月18日	(1)今後の調査について (2)次回の開催について (3)その他	(1)伊藤克紀氏、岩井裕氏、鈴木雅雄氏、茂垣昌平氏及び佐渡斉氏に対し証人尋問を実施する。市に対し記録提出を求める。 (2)2月2日午前10時から開催する。
24	2月 2日	(1)証人尋問について (2)今後の調査について (3)次回の開催について	(1)伊藤克紀氏、岩井裕氏、鈴木雅雄氏及び茂垣昌平氏に対し証人尋問を実施した。 (3)2月7日午前10時から開催する。
25	2月 7日	(1)証人尋問について (2)今後の調査について (3)次回の開催について	(1)佐渡斉氏に対し証人尋問を実施した。 (2)令和4年度の経費は75万円以内と決定した。 (3)正副委員長で日程を調整する。
26	6月14日	(1)今後の調査について (2)次回の開催について (3)その他	(1)市に対し記録提出を求める。 (2)正副委員長で日程を調整する。 (3)令和3年度決算(見込額)の報告があった。
27	8月26日	(1)残土埋め立てについての経緯と市の認識等について (2)今後の調査について (3)次回の開催について	(1)市執行部に対し質疑を行った。 (2)市に対し記録提出を求める。 (3)正副委員長で日程を調整する。
28	令和 5年 3月20日	(1)今後の調査について (2)次回の開催について	(1)令和5年度の経費は56万5千円以内と決定した。市に対し記録提出を求める。 (2)正副委員長で日程を調整する。
29	5月22日	(1)市の内部調査報告について (2)今後の調査について (3)次回の開催について	(1)「次期ごみ処理施設等用地問題に関する調査報告及び再発防止策」について市執行部に対し質疑を行った。 (2)今後の調査計画を協議した。 (3)正副委員長で日程を調整する。
30	6月28日	(1)今後の調査について (2)次回の開催について (3)その他	(1)大谷裕一氏に対し証人尋問を実施する。 (2)正副委員長で日程を調整する。
31	8月 1日	(1)今後の調査について (2)次回の開催について (3)その他	(1)大谷裕一氏の不出頭について対応を協議し、再度、質問状を送付することを決定した。 (2)正副委員長で日程を調整する。
32	12月14日	(1)調査報告書(案)について (2)その他	(1)調査報告書の内容を決定した。 (2)調査報告書の取扱いについて了承した。
33	12月19日	(1)調査報告書について	(1)調査報告書の訂正内容を決定した。

(2) 中間報告の状況

① 令和3年3月19日 中間報告

- ・次期ごみ処理施設用地への汚染された土砂の搬入に伴う損害について
- ・委員会の発足及び開催状況、調査経過の概要について
- ・証人尋問で得られた証言、提出を求めた記録の内容等について
- ・今後の調査の方針について

5 証人、参考人、執行機関の出頭等

(1) 証人として出頭を求めた者

No.	氏名	出頭を求めた日時	備考
1	大谷 裕一 氏	① 令和 2年 8月11日 午前10時00分	・民事訴訟にて係争中であること、 体調面での不安(診断書あり)を 理由として不出頭。
		② 令和 3年 1月20日 午前10時00分	・民事訴訟にて係争中であること、 体調面での不安(診断書あり)を 理由として不出頭。
		③ 令和 5年 8月 1日 午前10時00分	・民事訴訟にて係争中であること、 体調面での不安(診断書あり)を 理由として不出頭。
2	島田 晃 氏	① 令和 2年 8月17日 午前10時00分	・「裁判中の為」との理由で不出頭。
		② 令和 3年 1月20日 午後 1時30分	・「裁判中の為」との理由で不出頭。
		③ 令和 3年 6月18日 午後 1時30分	
3	葉山 喬 氏	① 令和 2年 8月17日 午後 2時00分	・事情の分かる者(秋澤節氏)を出 頭させるとの理由で不出頭。
		② 令和 2年10月12日 午後 1時30分	・秋澤節氏の出頭が適切との理由 で不出頭。
4	秋澤 節 氏	令和 2年10月12日 午後 1時30分	
5	野老 智夫 氏	令和 2年11月16日 午後 1時30分	
6	宇田 俊哉 氏	① 令和 2年12月22日 午後 1時30分	
		② 令和 3年 1月20日	

No.	氏 名	出頭を求めた日時	備 考
		午前10時00分	
7	茂垣 昌平 氏	① 令和 2年12月22日 午後 3時30分	
		② 令和 4年 2月 2日 午後 1時30分	
8	荒木 幸男 氏	令和 3年 5月14日 午後 1時30分	
9	本田 耕資 氏	令和 3年 5月14日 午後 3時30分	
10	山本 裕嗣 氏	令和 3年 7月14日 午後 1時30分	
11	関野 由紀晴 氏	令和 3年10月27日 午後 1時30分	
12	伊藤 克紀 氏	令和 4年 2月 2日 午前10時00分	
13	岩井 裕 氏	令和 4年 2月 2日 午前10時00分	
14	鈴木 雅雄 氏	令和 4年 2月 2日 午前10時00分	
15	佐渡 齊 氏	令和 4年 2月 7日 午前10時00分	

※大谷裕一氏は、本委員会の調査事項において、もっとも証言を必要とする人物であるが、三度の出頭要請にもかかわらず、民事訴訟にて係争中であること、体調面での不安（診断書あり）を理由として不出頭であった。

(2) 参考人として出頭を求めた者

なし

(3) 執行機関として出頭を求めた者

① 環境経済部廃棄物対策課（令和 2 年 10 月 6 日）

- ・次期ごみ処理施設用地の現状について

② 環境経済部廃棄物対策課（令和 4 年 8 月 26 日）

- ・残土埋め立てについての経緯と市の認識等について

③ 環境経済部廃棄物対策課（令和 5 年 5 月 22 日）

- ・市の内部調査報告について

6 記録提出請求

(1) 四街道市長

① 令和2年7月2日請求

- (1) 市と下野商事株式会社との土地交換契約書と覚書
- (2) 2015年に下野商事株式会社が市に提出した「四街道市吉岡に存する市有地と弊社所有地との土地交換に関する願書」と市の回答書
- (3) (1)の土地交換契約において、公共工事とした会議の記録及び起案稟議書類
- (4) (1)の土地交換契約に至るまでの市長及び関係者と契約に関する者との協議内容が分かる書類
- (5) (1)の土地交換契約にかかわった職員の氏名と役職（なお、役職については、在職期間とその職の所掌事務が分かるもの）の一覧
- (6) 2016年に有限会社大谷総合都市計画事務所から市に提出された施工計画書
- (7) 2017年に有限会社大谷総合都市計画事務所から市に提出された変更施工計画書
- (8) 次期ごみ処理施設用地及び接する民有地の窪地解消工事に関わる事業計画書、工事監督及びパトロール等の同工事に関わる記録書類
- (9) (8)の工事で土砂等を搬入した事業者名と事業者ごとの土砂量が分かるもの（発生元証明書など）
- (10) (8)の工事の施工前の打ち合わせ内容が分かるもの
- (11) (8)の工事を四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の適用除外としたことが分かるもの
- (12) 令和元年（ワ）第1810号損害賠償事件の訴状（証拠目録を含む。）及び同事件の被告から提出された答弁書（証拠目録を含む。）
- (13) 令和元年（ワ）第2676号損害賠償事件の訴状（証拠目録を含む。）及び同事件の被告から提出された答弁書（証拠目録を含む。）

(14) 吉岡地先の次期ごみ処理施設用地の工事前から平成29年3月までの現場写真

(15) 市が窪地解消工事を施工した場合を想定した積算資料

② 令和2年11月19日請求

(1) 平成28年2月15日の特定事業許可適用除外届出書が提出されるまでの会議録、会議のメモ、稟議書作成のための資料、公印使用に関わる資料など関連する一切の記録

(2) 公共工事として適用除外とし、現場事務所やゲート、検査項目などを条例の適用除外とした根拠とその解釈及びその決定に至った会議の記録及びメモ

(3) 次期ごみ処理用地に隣接するソーラー発電所建設に伴う市有地使用に関わる一切の記録

(4) 令和2年7月以降に提出及び提出された第1810号損害賠償事件及び令和元年(ワ)第2676号損害賠償事件の記録

(5) 次期ごみ処理施設用地のパトロールをしたことを証明する資料 平成28年から現在までの次期ごみ処理用地への市のパトロールで、使用した車両の使用及びメーターの記録、勤務表他

③ 令和3年7月15日請求

(1) 令和2年12月以降に提出及び提出された第1810号損害賠償事件及び令和元年(ワ)第2676号損害賠償事件の記録

④ 令和3年10月14日請求

(1) 令和元年(ワ)第1810号損害賠償事件及び令和元年(ワ)第2676号損害賠償事件の記録であって、令和3年7月15日付け四議第82号記録提出請求書にて提出を求めた記録以降に、提出及び提出された記録

⑤ 令和4年1月18日請求

(1) 令和元年(ワ)第1810号損害賠償事件及び令和元年(ワ)第2676号損害賠償事件の記録であって令和3年10月14日付け四議第141号記録提出請求書にて提出を求めた記録以降に提出及び提出された記録

- (2) 次期ごみ処理施設用地に関して関係職員及び関係事業者から聞き取り調査した記録のうち提出期限日時点で提出可能となっている記録

⑥ 令和4年6月14日請求

- (1) 令和元年(ワ)第1810号損害賠償事件及び令和元年(ワ)第2676号損害賠償事件の記録であって令和4年1月18日付け四議第211号記録提出請求書にて提出を求めた記録以降に提出及び提出された記録

⑦ 令和4年8月30日請求

- (1) 令和3年(行ウ)第58号損害賠償請求事件の記録

⑧ 令和5年3月20日請求

- (1) 令和元年(ワ)第1810号損害賠償事件及び令和元年(ワ)第2676号損害賠償事件の記録であって令和4年6月14日付け四議第49号記録提出請求書にて提出を求めた記録以降に提出及び提出された記録

- (2) 令和3年(行ウ)第58号損害賠償請求事件の記録であって令和4年8月30日付け四議第107号記録提出請求書にて提出を求めた記録以降に提出及び提出された記録

- (3) 次期ごみ処理施設等用地問題に関する調査報告及び再発防止策

7 委員派遣等

なし

8 調査の内容と結果

(1) 経緯

工事期間	内容	経緯	
平成25年12月～平成26年10月	太陽光発電事業の造成等に伴う搬入路の行政財産使用許可に関する経緯	平成25年12月9日 平成26年	エネルギープロダクト株式会社(以下「エネルギープロダクト」という。)から本市へ、行政財産使用許可申請書提出

		2月19日	本市からエネルギープロダクトへ「行政財産の使用許可について」文書発出
		4月1日	エネルギープロダクトから本市へ、行政財産使用許可申請書提出
		4月1日	本市からエネルギープロダクトへ「行政財産の使用許可について」文書発出（部長決済）
		6月27日	エネルギープロダクトから本市へ、行政財産使用許可申請書提出
		7月1日	本市からエネルギープロダクトへ「行政財産の使用許可について」文書発出（部長決済）
		10月1日	本市からエネルギープロダクトへ「行政財産の使用期間満了による原状回復について」の文書発出（課長決済）
		令和3年	
		5月20日	四街道市議会都市環境常任委員会で、「隣接地における太陽光発電事業の造成等に伴う搬入路の再生砕石について」報告
		5月21日	四街道市議会全員協議会で、「隣接地における太陽光発電事業の造成等に伴う搬入路の再生砕石について」報告

平成27年 11月	土地交換契約	平成27年 5月27日	下野商事から本市へ「四街道市吉岡に存する市有地と弊社所有地との土地交換に関する願書」提出
		6月10日	梅島運送株式会社（以下「梅島運送」という。）から本市へ「四街道市吉岡に存する市有地と弊社所有地との土地交換に関する願書」提出
		9月30日	本市から下野商事へ「四街道市吉岡地先の市有地と貴社所有地との土地交換について」の文書発出
		11月12日	下野商事、大谷総合、建設機構との覚書締結

		11月17日	本市と下野商事との「土地交換契約書」の締結
		11月24日	下野商事から本市への契約に基づく「土地交換契約書に関する請負について」の通知
		平成28年2月1日	四街道市でゴミ処理施設用地管理造成工事（試算）工事設計書
平成28年2月	特定事業許可適用除外（以下、「適用除外」という。）	平成28年2月12日	下野商事、梅島運送から本市へ「埋立て同意書」文書提出
		2月15日	特定事業許可適用除外届け 大谷総合から本市へ施工計画書提出（裁判記録によると大谷総合から受け取ったが、後付け（平成29年5月）であったとの証言あり）
平成28年2月～平成29年5月	窪地解消工事	平成28年8月	大雨により次期ゴミ処理用地から、国道51号へ溢水
		平成29年2月20日	本市と大谷総合で雨水対策のうえ、用地に0.5%の勾配をつける整地を千葉国道事務所酒々井出張所と協議
		2月21日	大谷総合から本市へ変更施工計画書の提出（第一回）（裁判記録によると日付遡りであったとの証言あり）
		3月四街道市議会定例議会	次期ゴミ処理用地への土砂搬入が四街道市議会で明らかになる
		3月24日	四街道市議会都市環境常任委員会視察
		5月18日	変更施工計画書（第二回）の提出
		5月18日	暫定排出路の施行開始
		5月19日	地質分析結果証明書（5カ所）、排出汚染状況測定結果証明書（2カ所）が大谷総合から提出される
		6月1日	
		6月30日	大谷総合から本市へ変更施工計画書（第三回）の提出
		7月31日	大谷総合から本市へ変更施工計画書（第四回）の提出
		8月31日	大谷総合から本市へ変更施工計画書（第五

		9月30日	回)の提出 大谷総合から本市へ変更施工計画書(第六回)の提出
平成30年 3月30日 ～	地質・水質調査・汚染土 発覚・議会報告	平成30年 3月30日	地質(土壌分析)においてフッ素及びその化合物が法令の基準値を超過 ※以降、地歴調査、表土調査及び絞り込み調査を実施
		5月23日	四街道市議会議長あて「次期ごみ処理施設等用地内における地質・水質検査の結果について」を提出
		6月11日	四街道市議会都市環境常任委員会で「土壌調査の実施に係る次期ごみ処理施設整備のスケジュールについて」報告
		11月21日	本市から大谷総合への土砂等の埋立て等に係る行政指導
		11月21日	議長あて「次期ごみ処理施設等用地内における土壌汚染対策法に基づく表土調査の結果について」報告
		12月20日	大谷総合から本市への行政指導に対する回答
		平成31年 (令和元年)	
		2月14日	大谷総合から本市への行政指導に対する回答
		2月27日	本市から大谷総合への土砂等の埋立て等に係る再度の行政指導
		3月1日	四街道市議会都市環境常任委員会で「次期ごみ処理施設等用地における土壌調査委託の調査結果について」ならびに「行政指導文書」送付後の経過状況について報告
		3月12日	大谷総合から本市への再度の行政指導に対する回答
		3月13日	大谷総合から本市への再度の行政指導に対する回答
		3月19日	本市から大谷総合への土砂等の埋立て等

		3月20日	に係る再々度の行政指導 四街道市議会全員協議会で「次期ごみ処理施設等用地における土壌調査委託の調査結果について」ならびに「行政指導文書」送付後の経過状況について報告
		4月2日	下野商事から本市への再々度の行政指導に対する回答
		4月3日	大谷総合から本市への再々度の行政指導に対する回答

<業者>

秋澤 節（以下秋澤氏）	株式会社大日運輸（以下大日運輸という。） （下野商事実質親会社）代表取締役
大谷 裕一（以下大谷氏）	大谷総合代表取締役
島田 晃（以下島田氏）	建設機構代表取締役
関野 由紀晴（以下関野氏）	大谷総合社員
野老 智夫（以下野老氏）	建設機構社員

<市職員>

佐渡 斉（以下佐渡前市長）	平成22年2月28日～令和4年2月27日 四街道市長
本田 耕資（以下本田氏）	平成27年4月1日～平成30年3月31日 環境経済部長
宇田 俊哉（以下宇田氏）	平成25年4月1日～平成27年3月31日 環境経済部廃棄物対策課長 平成27年4月1日～平成30年3月31日 環境経済部次長 平成30年4月1日～平成31年3月31日 環境経済部長
茂垣 昌平（以下茂垣氏）	平成25年4月1日～平成29年3月31日 環境経済部主幹 平成29年4月1日～平成30年3月31日 環境経済部副主査
荒木 幸男（以下荒木氏）	平成27年4月1日～平成29年3月31日 環境経済部廃棄物対策課長 平成29年4月1日～平成31年3月31日 環境経済部参事

伊藤 克紀（以下伊藤氏）	平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 環境経済部廃棄物対策課室長・グループリーダー
岩井 裕（以下岩井氏）	平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 環境経済部廃棄物対策課 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 環境経済部廃棄物対策課室長・グループリーダー
鈴木 雅雄（以下鈴木氏）	平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 環境経済部環境政策課長

<議員>

山本 裕嗣（以下山本議員）	平成 12 年 3 月 10 日～現在 四街道市議会議員
---------------	---------------------------------

（２）本市の窪地解消工事への姿勢

① 小括

①土地交換契約が、窪地解消工事の施工能力のない下野商事との契約であった。②同じく窪地解消工事の施工能力のない大谷総合の工事を承認した。③本市内栗山地先の埋め立てにおいて、四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下残土条例という。）による指導を受けていた建設機構が埋め立て工事を実施していたことを認識していなかった。④下野商事が大谷総合に工事を請け負わせたことが、一方的に本市に通知された。通常の公共事業と異なり、本市が主体的に業者選定に関わらなかった。

② 本委員会の見解

公共事業でありながら、適正な工事に必要な取り決めはなされず、本市は工事の把握、執行管理をできていなかった。このことが、業者である大谷総合、建設機構主導での杜撰な窪地解消工事を許す一因となった。

(3) 太陽光発電事業の造成等に伴う搬入路の行政財産使用許可

① 小括

次期ごみ処理施設用地への残土搬入が始まる前の平成 25 年 12 月 9 日に次期ごみ処理施設等用地に隣接する民有地での太陽光発電事業の造成等に伴う搬入路として、次期ごみ処理施設等用地を使用したいとのことで、施工業者であるエネルギープロダクトより、行政財産の使用許可申請があった。本市は平成 26 年 2 月 19 日付けで許可した。工事終了後の平成 26 年 10 月 1 日以降も有効な土地利用が期待できることから、本市は、本来必要とされる速やかな原状回復は不要と判断した。原状回復を含む使用許可は、部長決裁であったが、公有財産管理ととらえ、課長決裁で不要と判断している。正規の再生砕石が搬入されたとは記録、証言もなく、このとき造られた搬入路から、ボーリング調査の結果、土壌含有量基準を超える鉛及びその他化合物が検出されている。このことから、正規の再生砕石が搬入されていないことが明らかになった。再生砕石の搬入は、大谷総合が市への文書等のコンサルタントの役割をし、搬入は建設機構がおこなっていた。また、大谷総合と本市との窓口は、茂垣氏が担っていたという証言は一致している。

② 本委員会の見解

①再生砕石という名目で、PH 分析結果書の結果をもって、残土条例が適用されなかったこと。②正規の再生砕石が搬入されたのか、本市が確認しなかったこと。③大谷総合、建設機構の関与、茂垣氏の影響力がうかがえること。この 3 点において、後述の窪地解消工事との共通点が見出される。

また、部長決裁で使用許可としたのに、原状回復は、公有財産管理ととらえ、課長決裁としたのは、一貫性を欠いている。

(4) 下野商事株式会社との土地交換契約締結

① 小括

汚染土を含む残土搬入は、土地交換契約締結を契機としている。土地交換契約の中に窪地解消工事を盛り込んだ。

土地交換契約が、誰からの申し出であったか証言は一致しない。秋澤氏は本市からの申し出であったと証言し、本市は、秋澤氏からの申し出であったと証言している。締結

にあたって、本市と秋澤氏とで直接協議をしていないということについては、証言が一致している。

また、業者側の土地交換契約をめぐる中心的な役割についての証言は一致しない。

島田氏は、大谷氏より、本市からの申し出であると説明を受け、そのように秋澤氏にも説明したと証言した。秋澤氏は、大谷氏、島田氏より、本市からの申し出であるとの説明を受け、本市の押印がある書類を確認し、本市からの申し出であることを信用したと証言している。(本市は否定)大谷氏は、土地交換契約は本市が作成したと回答した。

さらに、下野商事、大谷総合、建設機構の間で、土地交換契約締結前の日付で、土地交換契約により発生する費用について、下野商事は負担しない旨の覚書を交わしている。

土地交換契約締結における市側の担当者がはっきりしていない。本田氏、宇田氏、荒木氏、岩井氏をはじめ、濃淡はあるものの茂垣氏の関与を証言している。茂垣氏は一切の関与を否定している。しかし、一方で茂垣氏は、業務としての関与は否定したが、自らの意見を発言することはあったと証言しており、土砂搬入についても、最初に言い出したのは、茂垣氏本人であると証言している。

また、土地交換契約の締結にあたって、予算を必要としないため、契約課での審査は不要と判断され、おこなわれなかった。

土地交換契約の執行に伴い、隣接地所有者である梅島運送の埋立て等同意書が提出されているが、当時の時点で退任した代表取締役(那須義二氏)で締結されている。

② 本委員会の見解

(大谷氏・島田氏)証言が一致せず、どのようなすれ違いがあったかは不明だが、本市からの正式な申し出を証明する証拠はなかった。

(秋澤氏)汚染土を含む過剰残土搬入の被害者であると秋澤氏は証言しているが、土地交換契約にあたっては、本市の担当者と直接面識もないまま契約を結んだこと、自分の土地を含む工事であったにも関わらず、汚染土を含む残土搬入を看過していたこと、フッ素が検出されても積極的な行動をおこさなかったことなどを考慮すると、純粹に被害者であるとは判断できない。

(本市)秋澤氏と直接協議をすることなく、申し出を受入れ、契約締結をおこなっていることは、土地交換契約の重要性を認知していると言えず、容認できるものではない。

(茂垣氏) 茂垣氏は、職員の間では土地交換契約を含む次期ごみ処理施設建設の担当者として認識されていた。(茂垣氏は否定)

(契約課の審査) 直接的な売買はなくても、本市の資産に変化をもたらす契約内容であり、契約課での審査をするのが妥当である。

(契約の構成) 土地交換契約中に窪地解消工事を含んでいる。土地交換と窪地解消工事は、性質の異なる契約であり、別に契約書が作成され、審査されなくてはいけない。

(埋立て等同意書) 締結時の代表取締役名で締結するべきであり、本市、梅島運送ともに文書への意識が甘いといわざるをえない。

(5) 特定事業許可適用除外

① 小括

適用除外としたことで、適切な工事執行のために必要な残土条例が適用されないことになった。それを受けて、施工業者である建設機構は、発生元証明やその他手続きは不要と解釈した。

適用除外のリスクが、本市の担当部署内では、十分に検討されることはなかった。それよりも、みそら自治会との協定が意識され、次期ごみ処理施設の早期建設を目指すべきとの認識が共有されており、適用除外による工期短縮のメリットが強調されていた。

適用除外とすることの重要性を認識することができなかった、茂垣氏から職員へは決定事項として伝達され、職員が重要性を言い出すことができなかったとの証言があった。

適用除外は、鈴木氏、岩井氏、荒木氏は、茂垣氏からの申し出、もしくは指示だったと証言しているが、茂垣氏は否定している。

適用除外届出書は、日付や添付書類が後追い処理となっていた。

② 本委員会の見解

(適用除外の意義) 一般的に公共事業が適用除外とされるのは、残土条例よりも強い規制があることが通常であるからであるが、適用除外の意義を十分に検討せずに、一切の規制から解放される状況を作りあげてしまった。本市が適用除外のリスクと意義を把握せず、適切な対応ができなかったことは、容認できるものではない。

(大谷氏・島田氏) 適用除外をされたことで、適切な工事執行のために必要な手続きや残土条例をはじめとした法令や条例を省略したのみならず、適切な土砂を搬入するた

めに必要な措置を講じようとする姿勢は見え、容認できるものではない。こうして、適用除外としたことが結果として、杜撰な工事を許す一因となった。

(茂垣氏) 適用除外においても、土地交換契約締結時と同様に、茂垣氏は職員の間から担当と目されていた。(茂垣氏は否定)

(適用除外届出書) 適用除外届出書の日付や添付書類が後追い処理となったのは、公文書の信頼を失いかねない行為であり、容認できない。

(6) 窪地解消工事の状況

① 小括

窪地解消工事の責任者は、島田氏で、現場監督者は、建設機構社員の野老氏であった。島田氏と野老氏とで、証言は多少異なるが、必要な残土量の打ち合わせはしていない、施工計画書はなかったといったといった証言は一致している。

施工計画書は、事後提出であり、日付は遡りとなっていた。

野老氏からは発生元証明のない土砂を7万 m^3 搬入したといった証言があった。島田氏が国税からの逃亡後、大谷総合が担当し、現場監督者は関野氏が担当した。しかし、関野氏は夕方に現場に行って、土砂等発生元証明書を回収したのみであり、トラックの入退場のチェックはされていなかった。

誰がいつ汚染土を含む過剰な残土を搬入したかの証言は一致しない。島田氏は、逃亡後に大谷総合が汚染土を含む過剰残土を運んだと証言し、関野氏は、島田氏の逃亡前にはすでに過剰残土はあったと証言した。

必要な残土量についての認識も一致しない。本市は、工事開始当初に17万 m^3 の土砂搬入が必要との認識は持っていたが、汚染土を含む過剰残土の搬入が判明するまで、土砂等発生元証明書を確認できていなかった。関野氏は、必要な土砂搬入量を12万 m^3 と認識しており、関野氏が現場監督を引き継いだ時点で、すでに2万 m^3 の過剰残土があると計算していたが、工事費捻出のため、さらに3万 m^3 の過剰残土搬入を大谷氏から指示されたと証言した。関野氏は、その時点で本市も過剰残土を把握していたが、一方、大谷氏は、関野氏が現場監督を引き継いだ時点で、土砂等発生元証明書を確認し、過剰残土の搬入はなかったと判断していた。

島田氏が国税から逃亡した時点で、建設機構がすでに土砂を12万 m^3 搬入したと証言したが、島田氏はその時点での正確な事業収支を把握していなかった。

市のパトロールについての証言は一致しない。本市は、週2～3回のパトロールをしていたと主張しているが、パトロールの記録はなく、現場にいた島田氏、野老氏、関野氏は月2～3回ほどしか見かけなかったと主張している。また、パトロールも工事の適切な執行管理のために機能したという証言は得られなかった。

本市は、栗山地先残土埋立地によって是正指導中であつた建設機構の工事への関与を把握していなかったとのことだが、島田氏、関野氏は、本市が建設機構の関与を知っているのは当然と捉えていた。特に、関野氏は、施工計画書に建設機構の関与を記載したが、本市によって記載しないように指示されたと証言している。

② 本委員会の見解

(下野商事の土地交換契約違反) 下野商事との土地交換契約第4条第2項「土砂の搬入に当たっては、土質に十分配慮し、適正な土砂の搬入を行わなければならない。」に明確に違反する。

(必要な残土量についての認識) 本市、島田氏、関野氏、大谷氏の間で必要な残土量についての証言がばらばらである。杜撰な管理のもと、窪地解消工事がされていたことを証明している。

(残土搬入の現場) 窪地解消工場の現場は、極めて杜撰であつた。残土搬入量が土砂等発生元証明書で管理できていたとは考えられず、本市の管理も機能しておらず、業者である大谷総合、建設機構の極めて杜撰な管理に歯止めがかからなくなった。島田氏逃亡後は、さらに輪をかけて無管理に近い状態となり、汚染土を含む残土の無秩序な搬入が可能になっていた。

(汚染土を含む過剰残土を搬入) いつ誰が汚染土を含む過剰残土を搬入したのかについて証言は一致しないが、いずれにせよ、窪地解消工場の現場では、汚染土を含む過剰残土搬入が可能な状態ができあがっていた。さらに、本市が主体的に執行管理をおこなえていなかったことが、業者である大谷総合、建設機構の極めて杜撰な工事を止められなかったことの一因である。

(パトロール) 窪地解消工場の適切な執行を管理するための認識は十分ではなく、その役割を果たせていなかった。パトロールの記録が残っていないことは、本市の管理体制に不備があつたことを証明している。

(建設機構の関与) 建設機構は、ソーラーパネル搬入にから島田氏逃亡まで、長い期間にわたって、工事を請け負っていたにも関わらず、意図的であるとの確証は出来ない

が、本市は建設機構の関与を見逃している。このことは、本市の書面上及び現場の検分と管理が不十分であったことを証明している。

(施工計画書) 施工計画書がないまま工事を進めていたこと、ならびに施工計画書が事後提出となり、日付の遡りがあったことは、業者である大谷総合、建設機構の杜撰さを証明している。また、最終的な施工計画書の添付を確認することなく、土地交換契約を締結し、適用除外としたことは、本市が執行管理をおこなえていなかったことを証明するものである。杜撰な工事を止められなかったことの一因であり、容認できない。

(7) 有限会社大谷総合都市計画事務所・有限会社建設機構の実態

① 小括

窪地解消工事の業者である大谷総合は、建設コンサルタントであり、大規模な窪地解消工事の施工はできない。本市内でおこなわれた区画整理事業を数多く手がけていた。平成 13 年に認可された鹿渡南部特定土地区画整理事業の事務代行として関わっており、約 6,000 万円の用途不明金を発生させている。また、大谷氏は、山本議員、島田氏とともに佐々木政治氏（以下佐々木氏）の稲毛一家三代目襲名披露宴にも参加している。

また、大谷氏は、本委員会への出頭を民事訴訟及び体調不安を理由として、拒否したため、令和 3 年 1 月 21 日に質問状を送付したにもかかわらず、大谷氏の希望通りに担当弁護士に送付したが、担当弁護士からは、受任範囲外のため、回答出来ないとの回答があり、令和 5 年 8 月 14 日に再発送し、ようやく回答があった。

残土搬入の業者である建設機構は、平成 24 年 9 月から平成 25 年 9 月まで、栗山地先でおこなった建設残土の埋立てをおこない、基準を超えたアルカリ性を示す土砂が確認され、是正指導中である。島田氏も、山本議員、佐々木氏との強いつながりを証言し、公然と反社会的勢力とのつきあいを証言している。

② 本委員会の見解

両社の代表取締役とも反社会的勢力とつきあいがあり、本市が窪地解消工事を委託するには不適切な業者である。問題が発覚するまで、契約及び取引先の調査及び検分をせず両者の体質を見抜けず、本市の事業を担わせ続けたことは批判されるべきである。

また、大谷氏の本委員会への対応は、大谷氏が積極的に説明責任を果たそうとする姿勢とは言えない。

(8) 茂垣 昌平氏の立場

① 小括

直接面識のない秋澤氏や島田氏からも、茂垣氏と佐渡前市長とは本市の意思決定にも重大な影響を及ぼす関係があり、窪地解消工事のとりまとめを担っていると聞いていたとの証言があった。

② 本委員会の見解

秋澤氏や島田氏がそのような認識にいたるほど、茂垣氏は、職員のみならず、重要人物として、業者側にも広く認識されていた。

(9) 茂垣 昌平氏と佐渡 齊氏の関係

① 小括

濃淡はあるが、茂垣氏と佐渡前市長との間に前述の関係があると認識されていたということは、茂垣氏と佐渡前市長以外の職員の証言が一致している。(宇田氏は佐渡前市長から茂垣氏に次期ごみ処理施設建設についての特命があったと証言している)

一方、茂垣氏は前述の関係を否定しているが、佐渡前市長に宇田氏を同席せずに、窪地解消工事の意向を聞いたことは認めている。(茂垣氏は、宇田氏の依頼と証言) 佐渡前市長も、茂垣氏に窪地解消工事を前向きに検討してほしいと伝え、その1ヶ月後に下野商事からの願い書に対する回答が出てきた。

② 本委員会の見解

茂垣氏と佐渡前市長との間に前述の関係があると職員の間で認識されていたことが、結果として次期ごみ処理施設建の担当者と認識されていた茂垣氏の発言力を高め、職員が意見を言いだせない状況をつくり、杜撰な窪地解消工事を止められない一因となった。

窪地解消工事は、担当部長が市長と協議すべき内容である。担当部長を同席せずに、重要案件について市長に直接意向を確認することは、業務管理上、適切ではない。

(10) 茂垣 昌平氏と大谷 裕一氏の関係

① 小括

茂垣氏と大谷氏は、公私とも関係があったことについての証言は一致している。深い関係を感じさせる証言もあった。職員の間でもそのように受け取られていた。茂垣氏は深い関係は否定しているが、頻繁に連絡を取り合っているとの証言や大谷氏が経営するスナックに（大谷氏が経営していると知っていて）本市職員を連れて行った。茂垣氏が大谷氏から渡された800万円は、「佐渡前市長への選挙資金である。」との島田氏の証言と茂垣氏が証言した、「親族のために一時借用した。」との証言は相いれないが、茂垣氏が大谷氏から800万円を一時受け取ったことは、証言が一致している。

② 本委員会の見解

茂垣氏と大谷氏との間には、金銭を伴う私的な関係に関する証言や、本市と大谷氏との連絡を茂垣氏が担っていたという証言などからも、両者の関係は、公私の分別は極めて曖昧かつ不適切であり、公務員倫理上、許されるものではない。また、両者の不適切な関係を止められなかった本市の管理体制は、批判されるべきである。

(11) 佐渡 齊氏の組織管理

① 小括

佐渡前市長は、次期ごみ処理施設建設については職員間のボトムアップで進めていたと証言している。一方、鈴木氏、荒木氏、岩井氏といった市職員は、本市の最重要事項でありトップダウンで決まっておき、意見を挟む余地はなかったと証言していた。

② 本委員会の見解

佐渡前市長の意向と現場の実態は乖離していた。特に宇田氏は、佐渡前市長から、茂垣氏への次期ごみ処理施設建設に関する特命があったと認識していた。（佐渡前市長、茂垣氏は否定）そのようなすれ違いが生じていることは、佐渡前市長が、的確に部下への指示できておらず、責任者として、組織管理の責任は果たせていなかったと判断する。

(12) 本田 耕資氏と宇田 俊哉氏の立場

① 小括

本田氏は、「茂垣氏に遠慮」、宇田氏は「市長と茂垣氏との関係に忖度」していたとして、十分な把握をしようとしなかった。茂垣氏の上司として、彼の業務管理をするべき立場であるはずだが、茂垣氏と佐渡前市長との間に前述の関係があると職員の間で認識されていたことが、それを難しくさせていたことは、本田氏、宇田氏とも証言が一致する。宇田氏は、茂垣氏に佐渡前市長から、次期ごみ処理施設建設に関する特命があり、次期ごみ処理施設建設に関することは、関与出来なかったと証言している。

② 本委員会の見解

本田氏は、本来であれば、また担当部の部長として、業務の把握、管理、指示をしていかなくていけない立場であるにも関わらず、その姿勢に乏しかった。宇田氏も茂垣氏と佐渡前市長との間に前述の関係があるということ意識するあまり、茂垣氏の上司として、業務の把握、管理、指示は行わずにいた。結果として、担当職員が本来の職責を十分に行使できず、杜撰な窪地解消工事を止められない一因となった。

(13) 山本 裕嗣氏の関与

① 小括

山本議員が、どのような関与をしたのか、証言は一致しない。山本議員は、茂垣氏、荒木氏に過剰残土を忠告したと証言したが、茂垣氏、荒木氏は否定している。宇田氏は、山本議員は窪地解消工事に関心をもっていただけと証言した。

「市民からの四街道市議会議員に対する告発内容に関する調査特別委員会」では、「事の流れを把握していたにもかかわらず、四街道市議会において何ら追及せず、積極的に事態を公にしようとする点もなかった点を踏まえると山本議員自身は何らかのかたちで関与しているがために、問題を明らかにしようとしなかったとの疑いの眼差しを向けられてもやむを得ない部分があったのではないかという思料します。」とある。

② 本委員会の見解

四街道市議会議員という立場でありながら、事態を把握していたにもかかわらず、積極的な発信をしようとしなかった。また、建設機構の顧問を務めるなど、大谷氏及び島田氏と特別な信頼関係があった。直接的な関与は確認できないが、本件への関与の疑惑

は拭えない。「市民からの四街道市議会議員に対する告発内容に関する調査特別委員会」での報告書の思料を本委員会でも踏襲する。

(14) 四街道市議会への報告

① 小括

土地交換契約締結の際、国道 51 号への溢水と対策後、汚染土を含む過剰残土の判明後、いずれも四街道市議会への報告はなかった。

② 本委員会の見解

市は、土地交換契約締結にあたって、予算を必要としないために、四街道市議会への報告は不要と判断したが、本市の資産に変化をもたらす重要な契約にあたり、報告すべきで案件にあたる。さらに、国道 51 号への溢水と対策後、汚染土を含む過剰残土が判明した後といった本市への損害が明らかになった後も報告がなかったことは、故意に隠蔽していたと捉えられかねず、本市による市民の代表機関である四街道市議会に対する重大な背信行為であり、容認できない。

公共サービス基本法第 9 条にある「国及び地方公共団体は、公共サービスに関する施策の策定の過程の透明性を確保し、及び公共サービスの実施等に国民の意見を反映するため、公共サービスに関する情報を適時かつ適切な方法で公表するとともに、公共サービスに関し広く国民の意見を求めるために必要な措置を講ずるものとする。」を十分に満たしているとはいえない。

(15) まとめ

① 総括

証言の食い違いもあり、確定できないことがあるが、①秋澤氏が、土地交換契約は市からの申し出であると認識を持ったこと。②窪地解消工事を請け負った業者である大谷総合、建設機構の杜撰な工事計画、現場管理。③公共事業でありながら、本市は、窪地解消工事の把握、執行管理をできておらず、大谷総合、建設機構主導でなされたこと。④関係者と公私にわたって適切ではない関係があった茂垣氏、山本議員の存在。⑤佐渡前市長が組織管理を果たせていなかったこと。⑥適切な窪地解消工事のために必要な法令や条例を遵守する意識が本市に不十分であったこと。⑦本田氏の茂垣氏への遠慮、宇

田氏の市長と茂垣氏との関係に対する忖度から、担当職員が本来の職責を十分に行使しなかったこと。⑧汚染土を含む過剰残土が埋め立てられたことが判明した後も、四街道市議会への報告をしようとしなかったこと。が、汚染土を含む過剰残土の搬入を止められなかった要因となった。

② 本委員会の見解

いつ誰が汚染土を含む過剰残土を搬入したのかははっきりしないが、同地内での窪地解消工事の杜撰さは、大谷総合、建設機構、ならびに本市による主権者である市民への重大な背信行為といえる。

杜撰な窪地解消工事について、もっとも責任を問われるべきは、大谷総合、建設機構をはじめとした業者である。適切に土砂を搬入するという姿勢であるとは、到底考えられない杜撰な計画、管理であった。

損害賠償については、裁判所の判決が待たれるが、一方で、業者である大谷総合、建設機構の杜撰な工事を放任し、結果として阻止することが出来なかった本市も市民の理解を得られるものとは到底評価できず、責任を問われるべきである。窪地解消工事を含む次期ごみ処理施設用地整備の市側の担当者の認識が一致していない状況のもと、適切な執行のために必要な管理が、組織としてできない状況につながった。

そうした中で、本市が窪地解消工事の把握、執行管理を果たせず、残土条例をはじめとした適切な土砂を搬入するという関連法令の趣旨に則った管理もなされなかったことは、容認できない。

汚染土を含む過剰残土の搬入、ならびに茂垣氏と大谷氏との関係は、刑事事件にあたる可能性もあり、本委員会でも調査をした。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、刑法第 197 条（収賄罪）、刑法第 198 条（贈賄罪）、刑法第 247 条（背任罪）の観点から、調査したが、いずれも証拠が乏しいこと、時効にあたることから、刑事事件としての告訴は困難であるとの見解に至ったが、本市は、本報告書の指摘を受け止め、再発防止をはかるべきである。

9 告発

(1) 島田晃氏の不出頭に対する告発書の提出

- ・令和3年1月20日、地方自治法第100条第9項の規定に基づき告発することを委員会で決定。
- ・令和3年3月15日、告発にかかる発議案を委員会で決定。
- ・令和3年3月19日、告発にかかる発議案（発議案第3号「出頭拒否に対する告発について」）を本会議で議決。
- ・令和3年3月24日、千葉地方検察庁宛に告発書を送付。
- ・令和3年6月10日、島田晃氏の弁護士を通じて証人尋問へ出頭する意向である旨の連絡があったことを受け、島田晃氏に対し証人尋問を実施することを決定。また、実施できた場合、告発を取り消すことを決定。
- ・令和3年6月18日、島田晃氏に対し証人尋問を実施。告発の取消しにかかる発議案を委員会で決定。
- ・令和3年6月23日、告発の取消しにかかる発議案（発議案第5号「出頭拒否に対する告発に係る取消書の提出について」）を本会議で議決。
- ・令和3年6月24日、千葉地方検察庁宛に告発取消書を送付。

10 調査経費

(1) 調査経費

① 令和元年度

- ・30万円（令和2年3月30日議決）

② 令和2年度

- ・60万円（令和2年6月17日議決）

③ 令和3年度

- ・75万円（令和3年1月20日議決）

④ 令和 4 年度

・ 75 万円（令和 4 年 2 月 7 日議決）

⑤ 令和 5 年度

・ 56 万 5 千円（令和 5 年 3 月 20 日議決）

(2) 決算（見込）額

① 令和元年度決算額

・ 0 円

② 令和 2 年度決算額

・ 500,688 円

③ 令和 3 年度決算額

・ 712,653 円

④ 令和 4 年度決算額

・ 48,532 円

⑤ 令和 5 年度決算見込額

・ 84,379 円

(内訳)

節	決算（見込）額（円）						備 考
	R元	R2	R3	R4	R5	合 計	
旅 費	0	7,500	10,500	0	0	18,000	証人の費用 弁償
役務費	0	5,000	3,488	0	1,472	9,960	出頭請求等 の郵送費
委託料	0	487,652	698,665	48,532	82,907	1,317,756	会議録等の 作成委託
予備費	0	536	0	0	0	536	
合 計	0	500,688	712,653	48,532	84,379	1,346,252	